



# 九中だより

令和4年4月16日  
府中市立府中第九中学校  
校長 吉田 修  
No.2

## 令和4年度 生徒の学びと育ちを育むための学校方針

### 1 学習指導要領（2年目）の主旨

～指導方法が変わります 学びのスタイルが変わります 評価方法が変わります～

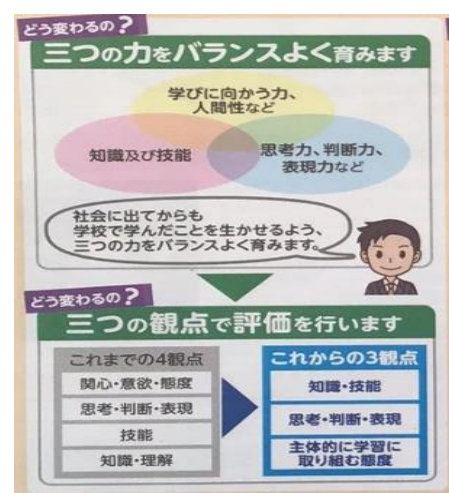
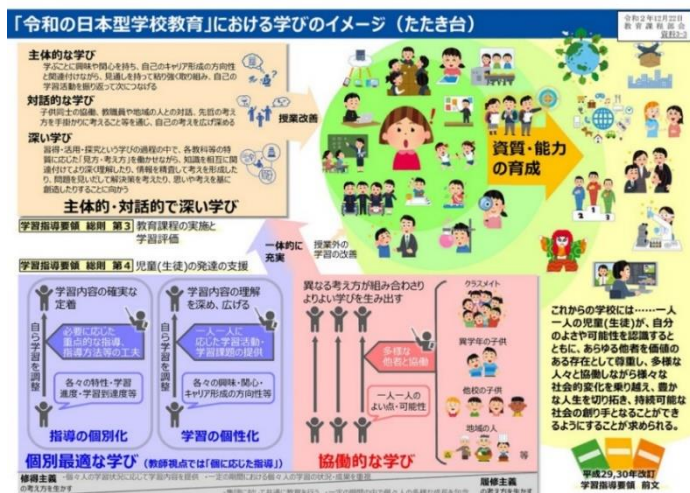
約10年ごとに見直される学習指導要領が中学校でも令和3年度から本格実施になりました。改訂のねらいは、グローバル化、情報化する社会の中で、子どもたちの将来のために必要な知識や力を備えさせることができる学校教育の実現です。

府中市でも教育とテクノロジーを融合したEdTech（エドテック）の発展も視野に入れながら、学習活動におけるICT（情報通信技術）活用を推進するため、「児童生徒1人1台コンピュータ」の実現と高速大容量の通信ネットワーク環境を整備するのが **GIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想**が進められています。九中はモデル校として令和2年度から取り組んでいる状況です。

このほか、意見交換や議論、発表などに欠かせない言語能力の育成、観察や実験などの科学的探究や、データ分析に必要な統計も含めた理数教育の充実、道徳教育、伝統や文化理解、18歳選挙権をきっかけに注目された主権者教育、食の安全や悪質商法被害などの社会問題に対応した消費者教育なども行われます。

学習指導要領では、**何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶか、**といった観点からも見直され、先生の話を生徒が聞くという受け身の授業だけでなく、グループで話し合うなどの**対話型学習を通じて、生徒が主体的に、より深く学べるようにする能動的学習**を推進する。また、各校が編成する教育課程（カリキュラム）は、よりよい社会をつくるという目標を社会と共有し、求められる資質・能力を明確化 教育課程の実施にあたっては、地域社会と連携、協働する**「社会に開かれた教育課程」**という理念が掲げられています。

評価では**①学びに向かう力や人間性、②実社会を生き、働くための知識や技能、③未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力**の3つの力をバランス良く育み、子どもたちが将来、社会に出てからも役立つ学びを目指すとしています。



学習指導要領は総則で「**豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指す**」と、定めています。

新型コロナウイルス禍で、社会の変化がさらに加速することが予想される中、未来社会の担い手を育む教育のあり方を求める取り組みが、ますます重要になっていきます。

自律学習が求められています。「自分が何になりたいか、どうしたいか」を考えさせるため、「自分の学びは自分で進める責任があるからです。ただし、それは自分自身のことであり、友達に話しかけるなど他人の学びを阻害する権利はありません。多様化する社会では、テストのための勉強ではなく、自分のやりたいことを実現するための学びが重要です。自らを律し、宿題やテストがなくても学び続ける姿勢を身に付けることが必要です。自主的に学ぶと学力が伸びるということです。本校では評価の仕組みを変える取り組みにも着手しています。テスト点数の評価よりも非認知スキルの評価割合を高くしています。

何をどう評価するかについては学校で共有化し学びに対する姿勢や協働力、感情コントロール力のほか、点数化しにくい非認知スキルを評価していくことを全教員で共有していく取り組みをしています。

評価についても、今まで4観点で評価していましたが、令和3年度から3観点「①学びに向かう力や人間性、②実社会を生き、働くための知識や技能、③未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力」で行い評定を行うこととなります。

今回の学習指導要領改訂は、保護者、教師も意識を変え、その趣旨をとらえ生徒一人一人の学びを援助する必要性が問われます。

## 2 道徳教育の推進

### (1) 自己を高め人間としての生き方を考える（ソクラテス「無知の知」から）

哲学者ソクラテスの言葉です。簡単に言うと「自分がいかに何もわかっていないかを自覚せよ」ということです。そうした謙虚な姿勢を持ち続けることが大事なのです。なぜなら、知った気になった時点で、知的好奇心は衰え、物事に対する探求が終わってしまうからです。そうすると成長が止まるからです。自分が知らないことを「知らない」と認めることを恥ずかしいと思ったことや、自分は他人より多くのことを知っていることを自慢したりしたことありませんか？そうした姿勢は、自身の成長を止めてしまいます。謙虚に学び成長しようとする姿勢から、自己本位な考え方に自分を変えてしまうからです。しかし自分の「無知」を素直に受け入れ、「無知の知」を知れば、他人に心を開き、新しいアイデアを受け入れることができるようになります。他者との関りを通して、自己があり、自己を高めることができるということです。

### (2) 本校の道徳教育の特徴

平成31年度・令和2年度東京道徳教育モデル校としての役割を果たすための道徳教育を行っていきます。生徒一人一人が自らの生き方を考え人間としての在り方を追究できるように教師と生徒がともに考える道徳を目指していきます。また、生徒たちの九中での教育活動を可視化し自分たちの良さを認め合える環境をつくり互いに尊重できる人間関係を構築できる取り組みを行います。

### 3 SDGsの取り組み



SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略称です。日本語で“持続可能な開発目標”という意味になります。SDGsは、2016年から2030年の15年間で達成すべき“世界共通の目標”として、2015年9月に国連で開催された持続可能な開発サミットで国連に加盟している全193カ国によって採択されました。発展途上国・先進国と国の状況を問わず、地球上のほぼすべての国が採択した国際目標であるため、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

#### SDGsの17目標リスト

- |                   |                    |                       |                       |
|-------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1. 貧困をなくす         | 2. 飢餓をゼロに          | 3. すべての人に健康と福祉を       | 4. 質の高い教育をみんなに        |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう  | 6. 安全な水とトイレを世界中に   | 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに |                       |
| 8. 働きがいも経済成長も     | 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | 10. 人や国の不平等をなくそう      |                       |
| 11. 住み続けられるまちづくりを | 12. つくる責任つかう責任     | 13. 気候変動に具体的な対策を      |                       |
| 14. 海の豊かさを守ろう     | 15. 陸の豊かさを守ろう      | 16. 平和と公正をすべての人に      | 17. パートナリシップで目標を達成しよう |

上記の内容について、各教科と関連付けた学習、総合的な時間、生徒会・委員会活動で取り組んでいきます。世界の中で我々はどうあるべきか早い段階から考えていくことが大切です。

### 4 子どもの成長は保護者、学校、外部機関との連携 プラス受信という考え方

子どもの人格を尊重し人間としての生き方を考えられる関係づくりが大切です。子どもの成長の基本は家庭教育です。幼児教育の在り方がその子の一生を左右されるといっても過言ではありません。そして子どもは一つの人格をもった立派な人間です。大人の子どものかかわりが、こどもの人格形成に大きく影響します。小学校を卒業し12年が経ちました。残り3年間で中学校生活を終え義務教育を終えます。15歳になったときの子どもの成長の姿を想像し子どもへの関わり方を考える必要があります。

#### 1 社会生活を送るために必要な力を身に付けているか

#### 2 社会に出るために必要最低限の学力が備わっているか

3年後には中学校を卒業します。そして、一人になっても生きていく力をもてるようになっていなくてはなりません。

しかし、子ども一人一人には個性や特性があります。その個性や特性を知り学校以外で援助を必要とする場合もあります。そのときはためらわずに外部機関と連携をとりながら、生徒の健やかな成長につながるように連携を図る必要があります。義務教育を終えたときに自律し、社会生活を送ることができる基礎・基本を身に付けさせるために、必要なことは何かを学校と家庭が考え進めていくことが大切になります。

物事の受け止め方はそれぞれですが、豊かに生きるためには受け止め方を変えるだけで変わってきます。それが「プラス受信」という発想です。「プラス受信」とは、あらゆる出来事をプラスに受け止める発想法です。世の中の出来事は、どんな嫌なことでも、受け止め方によっては、プラスに解釈することができるのです。具体的にいくつか例を挙げてみます。① 先生にしかられた → おかげで成長できた ② 足を骨折した → 走れない分、上半身の筋トレがしっかりできる ③ 学級でトラブルが起きた → 学級がま

とまるチャンスだ ④ つらいことがあった → 自分を成長させるチャンスだ

すべての出来事は前向きに考えればチャンスとなり、後ろ向きに受け止めればピンチとなります。「どんなことが起きたか」は、問題ではありません。「どう受け止めたか」が、大切です。チャンスにできない出来事はありません。チャンスにしない人がいるだけです。「プラス受信」には、コツが2つあるそうです。

- ① この出来事は、自分にとってためになることだと考えること。
- ② ピンチを楽しむこと。

## 5 義務教育最後の3年間であることの大切さ

### (1) 小学校で積み重ねてきた6年間

3年生の整然とした姿、2年生も3年生の姿を見て成長してきました。立派です。さて1年生は上級生の姿を見てどんな姿をこれから見せてくれるのか楽しみです。身近なところで例を挙げると「二つの『あ』」「挨拶」「後始末」です。

挨拶は決して強制されるものではありません。互いに声を出したり、会釈をしたりと場面に応じた挨拶の仕方があります。挨拶を互いに交わすことで、その場の雰囲気を作ります。今日も元気ががんばろう、ちょっと元気ないな、挨拶してないけどどうしたのかなど……。自分の心がちょっとしたしぐさや、表情に出てくるから不思議です。

後始末についてです。準備をすれば後片付けをします。それは次に使う人が気持ちよく行うためにです。もう少し広く考えると、自分が取った行動については、自分で責任をもって後始末することに通じます。責任をとり後始末ができるということが大人になる一歩です。各学年の下足箱を見て感じたことがあります。上級生の下足箱の靴は整然と整頓されています。

サッカー長谷部誠さんは、「心を整える」という本を出しています。長谷部さんの言葉の中に、ドイツには「整理整頓は、人生の半分である」ということわざがあります。日頃から整理整頓を心がけていれば、それが生活や仕事に規律や秩序をもたらす、普段からやるべきことに取り組み、万全の準備をしていれば、運が巡ってきたときにつかむことができると言っています。朝起きてからのあいさつ、登校した時の靴の入れ方、その日常の一つ一つが皆さん一人一人の今の生き方を象徴しています。

### (2) 積み重ねた6年間の基礎に中学校3年間で人間としての人格の感性を目指す

「こども六法」という本を紹介します。この本は、社会に出るために必要な法律、知っておかなければならない法律について小中学生にわかりやすく説明している本です。世間では小学生、中学生は弱者の扱いです。社会に守られています。社会全体で教育を通して人としての人格を作り上げ社会的責任を負える大人になるよう期待されています。

しかし、残念なことに未成年だからといって許されない事件が起きていることも事実です。

- 警察や先生の仕事を邪魔してはいけない（刑法第 95 条 公務執行妨害及び職務強要）
- 危険をまねくいたずらは重い犯罪になる（刑法第 125 条 往来危険）
- 気軽に「死ぬ」って言ってない？（刑法第 202 条 自殺関与及び同意殺人）
- 怪我をさせなくても暴行になる（刑法第 208 条 暴行）
- 脅かして何かをさせたらだめ（刑法 223 条 強要）
- その一言が罪になる（刑法第 231 条 侮辱）
- 落ちている物、放置している物を黙って持ち帰っていない？（刑法第 252 条 横領）
- 子どもだからといって謝るだけでは許されない（少年法第 6 条の 2 警察官等の調査）
- 14 歳以上になると大人と同じ罰を受けることもある（少年法第 40 条、第 41 条）
- 人に迷惑をかける権利は認められない（民法第 1 条 基本原則）
- 他人のものを壊したら弁償しないとイケない（民法第 709 条 不法行為による損害賠償）
- 目に見えない心の傷も償ってもらえることができる（民法大 2458 条 損害額の認定）  
（こども六法から抜粋）

例えば「いじめの問題」。「いじめ」＝「傷害罪、人権侵害等」の犯罪行為です。未熟、未成熟な中学生だからと言って人間として許されない行為は誰として許されないのです。このことは、中学生の皆さんには深く自覚してほしいことです。自分を大切にしながら他人に対しても心配りができる九中生であって欲しいという願いがあります。そして、学校の良さをいつまでも後輩に伝え続けられる人間関係を作り上げてもらいたいと思います。

## 6 SNSの使用の決まりについて、ご家庭でもご指導を

SNS、ライン等のトラブルが、本校を含め市内小中学校で発生しています。最初の発端は安易な考えで画像等のデータをアップデートしライン等に載せることから始まります。その結果、限られた範囲で見ることが許さないデータ等について、本来見ることができない人々の目に触れることとなります。いわゆる拡散状態に陥るのです。このような状態になってしまうと、データをすべて消そうとしても消すことができなくなり永久にデータが外部に出回ってしまうこととなります。そこには、そのデータに対する誹謗中傷など人権侵害と考えられることも起きてきます。後先を考えない行動が、大きな事件に発展するということです。

スマートフォン等の端末機器の管理はご家庭にあるということを今一度認識していただければ幸いです。例えば、子どもに家庭の判断で使わせている端末について、① ルールを決めているか ② 家庭での利用時間を決めていないか（遅くとも夜 10 時まで等） ③ 定期的に保護者が子どもの利用方法等についてチェックしているか ④ 適切なフィルタリングをかけているか など今一度確認しご家庭での対応をお願いします。

携帯端末の良さや利便さを損なわない利用方法について、学校としても指導しますが、携帯端末の取り扱いについてはご家庭での管理監督が重要だということを重ね重ねお願いいたします。

### 【参 考】本校 SNS 九中ルール

- 〈 SNS九中ルール 2022〉
- SNSの利点と欠点を理解して上手に活用しよう
- ☆言葉を選ぼう  
～画面の向こうには、同じ心を持った人がいます。～
  - ☆個人情報は無断で載せない送らない  
～画像、動画、電話番号、アドレス等は全て個人情報です～
  - ☆家庭でのルールを決めて守ろう  
～自分だけで判断せず、話し合ってから使おう～
  - ☆自分の身を正しい知識とフィルタリングで守ろう